

よつてわが国でも、学術の国際交流、特にわが国の学術の海外への紹介に資するため、この種の基金を設定するよう、本会議第15回総会の議により勧告する。

2-55

庶発第558号 昭和28年11月2日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

新制大学の充実について（要望）

新制国立大学は、本年3月をもつて一応完成年度に達したにもかかわらず、まだその人容、施設、研究費等が十分ではなく、公・私立大学もまた同様の実情にあります。

本会議は、新制大学を充実することが我が国の科学振興のため不可欠の条件であることにかんがみ、新制大学の主として研究面の観点からの諸問題を取り上げて審議してきました。その結果、この際大学予算の合理化を図ることが、ぜひ必要であるがさしあたりは下記事項の実現を図ることが望ましいとの結論に達しました。

ついては、政府においては、速かにこれらの事項の実現のために有効適切な措置を講じられたく、ここに本会議第15回総会の議により要望いたします。

記

- (1) 大学におけるスタッフの充実を図ること。

このために、特に助手の増員を図ること。

また助教授・講師にふりかえて、教授の数を増員することができるものとする。

- (2) 大学の講座研究費・教官研究費の増額を図ること。

講座研究費は、非実験、準実験、実験、特別実験の4種とし、その単価は少くとも非実験50万円、準実験75万円、実験145万円、特別実験173万円程度に増額すること。教官研究費についても、講座研究費に準じて増額すること。

- (3) 大学の研究基礎設備の充実を図るため、各種設備費（設備更新費・特殊設備費・新制大学設備費等）の急速な増額を図ること。

- (4) 私立大学についても、研究基礎設備の充実を図ること。

（写 文部大臣）

2-56

庶発第555号 昭和28年11月12日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

東京天文台近傍に飛行場等の施設を設ける計画について（申入）

東京天文台は、国際天文学連合、国際電波科学連合の決議に従つて、天体電波・太陽面現象・小惑星・彗星・変光星・経度変化等について国際協力観測を行つているのみでなく、国内的に緊要な時刻観測を常時に実施しています。日本は、ヨーロッパ、アメリカと共に、地球上において鼎の三脚の1

つをなしていますので、日本の観測は、世界のこれら研究のために欠くべからざるものであります。

この際、東京天文台近傍に飛行場等の無電と照明を備えた施設を設けることは、天文台のこれら観測に致命的な支障となり、また、天文台の設備の緊急の移転は、科学技術的にみても費用の点からみても、ほとんど不可能であります。よつて、東京天文台の国内的及び国際的協力観測の重要性にかんがみ、これら施設を設けることを極力避けていただきたく、ここに本会議第15回総会の議により申し入れます。

(参 考)

駐留軍農場を飛行場として使用する場合東京天文台の事業遂行上に生ずる障害
について

東京天文台

東京天文台は、天文観測上のあらゆる要件を慎重調査の上、現在地三鷹市大沢の地域を、敷地として購入し、大正13年移転を終り、遂年その施設を拡充して現在では東亜において見るべき唯一の天文台として、精密な天文観測研究を継続し、特に最近においては各種特に国際的協力に基く諸観測を実施するため、高性能の設備を整備しつつあります。

およそ天文学的の資料は、室内実験等のそれと異り、1度観測の時期を逃がしたならば、再び得がたい貴重なものであり、学術研究上国内に於いてはもちろん国際的にも誠に重要なものであります。特に我が国は欧米と鼎の三脚をなす位置にある関係上、当台の観測なくしては、国際的協力を不可欠とする天文学の進歩を期待することができないのであります。

さて、天文台の南西に近接する駐留軍調布農場は、もとわが国陸軍が当台の反対にもかかわらず飛行場として設置使用したところで、戦時中当台の業務遂行上、甚しい障害をもたらしたのであります。戦後は、進駐軍により接收されて以来「水耕農場」として使用されて来ましたのでこの種障害が軽減し、当台としてはひそかに意を安んずるとともにこの地が再び飛行場等の施設とならないようにと念願してきたものであります。なおその間においても右農場警備用燈火については、当台よりの申入れに対し水耕農場側において理解ある協力措置がとられております。また、同農場と天文台との間の旧航空会社の敷地跡に都営住宅の建設が計画された際は、この計画の推進を希望する三鷹市民も当台が反対せざるを得ない理由を了承して協力を示した次第であります。

しかるに、もし現在の駐留軍水耕農場の地が飛行場になりました場合には、戦後特に国際的責務の増大した当台の業務に対し、次に列挙する支障が生ずることが明らかであります。

1. 電波望遠鏡に対する障害

国際電波科学連合の1950年総会の決議により、当台は欧米の天文台と協力して60乃至3,000メガサイクルの周波数で太陽その他の天体から発する電波を連続的に観測研究し、定期的に全世界に報告しているのであります。特に国際無電通信障害予報に関する重要な資料として当台の観測は国際的に重んぜられております。天体電波は甚だ微弱なものでありますから、近距離の地点において航空機その他の着火栓雑音、その連絡用の通信電波、標識電波の観測およびその高調波等による雑音等が発生すれば、天体電波の観測は全く不可能となるのであります。

2. 国際報時の受信の障害

当台は国際天文学連合の協定によりわが国の標準時を世界に通報するとともに全世界の無線報時

を受信して、各国標準時の比較研究を行っておりますが最近その設備をワシントンとグリニッチに劣らない程度に完備してこの責任を遂行しつつあります。しかるにわが国は欧米とは遠隔の地にあり、微弱な報時電波を受けるため、相当の困難を伴うので近接地において強力な電波の発信または発電等が行われた場合、本業務の遂行に致命的な支障を生ずるのであります。この障害については、終戦直後1時進駐軍で全飛行場を使用した際経験しているところであります。

3. 時刻観測及び恒星位置観測に対する障害

この観測は、わが国の標準時を定め、報時と標準周波数との基準になつてゐる基礎観測でありまして、その際水銀面を観測の基準としておりますので至近距離において航空機の轟音が発する場合、水銀面に振動が起り、観測が不可能になります。

4. 夜間の精密測光に対する照明の障害

飛行場などの強度の照明設備により、写真乾板に直接または散乱によるカブリを生ずる事は当然で、微弱な天体の撮影が不可能になり、たとえ撮影されても、精密な定量的測光がほとんど不可能になります。

5. 太陽面現象観測への障害

太陽面に突発する異常現象は地球大気の状態に著しい変動を与え、磁気嵐、デリンジャ現象となつて現われるので、この研究は国内においては電離層の総合研究上重要な役割をはたしているのみでなく、国際的にもこの方面のすべての研究の基礎としてきわめて大切なものであります。この為当台においては、日出より日没まで、太陽を連続観測しているのであります。戦時中は航空機が観測視野の内にはいる事が多かつたのでそのつど太陽観測を中断しなければならなかつたのであります。従つて再び飛行場ができれば、この研究事業の遂行上致命的な影響を受けることになります。

以上列記した諸障害によつてこの地に飛行場が設置された場合、天文台の観測は非常に困難になり当台としては移転せざるを得ない事になりますがこのばう大な施設を移転するためには巨額の国費を必要とし、国家財政の現状では、甚だ困難と思われれます。

以上の諸点御考慮の上、当台の事業の重要性とその有する国際的使命とにかんがみ、新たに飛行場を建設されるに当つては、現在の駐留軍農場の地以外の適当な場所に候補地を選ばれるよう格別の御配慮をお願いします。

2-57

庶発第577号 昭和28年11月20日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

日本学術会議の所轄について（要望）

政府において目下行おうとしておられる行政改革に当り、日本学術会議の所轄を変更することが議せられてゐると伝えられておりますので、本会議は、去る10月21日開催された第15回総会で、特にこの問題について審議しました。その結果、本会議設立の経緯ならびに本会議の営む機能にかんがみ、日本学術会議を政府機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良と認め、かつ、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。その主